久米英一郎	衆議院議員	久米英一郎後援会	神奈川県横浜市栄区桂台西一―一〇―一三	久米英一郎	二五、一、七
佐々木　紀	衆議院議員	紀元政経研究会	石川県小松市龍助町四七―四	佐々木　紀	二五、二、二
重徳　和彦	衆議院議員	三河道州制研究会	東京都千代田区永田町二―一―二	重徳　和彦	二五、一、一六
髙藤　和昭	参議院議員	成和政経塾	広島県東広島市福富町上戸野三五五二	髙藤　和昭	二五、二、七
武部　新	衆議院議員	日新会	東京都千代田区永田町二―一―二	武部　新	二五、三、四
田島　美和	参議院議員	21世紀の日本を考える会	東京都千代田区平河町二―七―五	田島　美和	二五、二、一二
苫米地英人	参議院議員	次世代政策研究機構	東京都港区南青山六―七―五	苫米地英人	二五、二、七
富山　泰庸	参議院議員	富山よしのぶ後援会	東京都北区上中里一―四五―二	富山　泰庸	二五、三、四
濵地　雅一	衆議院議員	清風会	福岡県福岡市中央区赤坂三―九―一八	濵地　雅一	二五、一、九
濱村　進	衆議院議員	はまむら進後援会	兵庫県神戸市中央区八幡通四―一―六	濱村　進	二五、一、一〇
三宅　伸吾	参議院議員	成長戦略研究会	東京都世田谷区砧八―二六―一〇	三宅　伸吾	二五、一、三〇

○総務省告示第二百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
東　祥三	衆議院議員	政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都江東区千田一四―九	東京都江東区東陽五―二五―一五
魚住裕一郎	参議院議員	魚住ゆういちろうを励ます会	主たる事務所の所在地	東京都江東区深川一―八―一二	東京都江東区千田一四―九
小沢　一郎	衆議院議員	陸山会	政治団体の名称	魚住ゆういちろうを励ます会	21世紀懇話会
佐藤　英道	衆議院議員	道の会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	東京都港区赤坂二―一七―一二
渡海紀三朗	衆議院議員	紀政会	主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区北一条西一九	北海道札幌市北区新琴似八条一三―三―二一
苫米地英人	参議院議員	次世代政策研究機構	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木七―五―一一	兵庫県高砂市曽根町二二四八
丹羽　雄哉	衆議院議員	雄親会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都港区南青山六―七―五
根本　匠	衆議院議員	匠フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都千代田区紀尾井町三―八
花田　叶	青森県議会議員	新政経懇話会	主たる事務所の所在地	東京都西東京市中町四―五―一六	東京都新宿区高田馬場二―一四―一〇

濵地　雅一	衆議院議員	清風会	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区奈良屋町一一―六	福岡県福岡市中央区赤坂三―九―一八
水野　智彦	衆議院議員	勝海会	主たる事務所の所在地	千葉県勝浦市墨名七九七―一	東京都千代田区永田町二―二―一
森安　雪子	参議院議員	アジア政経フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂三―七―一六	東京都千代田区永田町二―二―一
森山　眞弓	衆議院議員	まゆみ会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員
山本　博司	参議院議員	山本博司を励ます会	主たる事務所の所在地	東京都杉並区久我山五―三五―一九	東京都世田谷区羽根木一―一三―二
			主たる事務所の所在地	香川県高松市木太町九区六〇七―一	東京都千代田区永田町二―一―一

○総務省告示第二百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝

法第十九条第三項第二号による届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
亀井　久興	衆議院議員興栄会	東京都目黒区三田二―一〇―四〇	亀井　久興	二五、一、二二
武部　勤	衆議院議員翔武会	東京都千代田区永田町二―一―二	武部　勤	二五、二、一五
田野瀬良太郎	衆議院議員未来創造研究会	奈良県橿原市大軽町五九―一	田野瀬良太郎	二四、一一、二二
玉木　朝子	衆議院議員玉木朝子を支援する会	栃木県宇都宮市砂田町四六一―一	玉木　朝子	二五、二、一
戸田　邦司	参議院議員戸田邦司後援会	東京都新宿区荒木町八	戸田　邦司	二五、二、二六
平野　貞夫	参議院議員平野貞夫平成南洋会	東京都足立区千住二―六五	平野　貞夫	二五、二、一二
宮内　光久	愛媛県砥部町議会議員宮内光久後援会	愛媛県伊予郡砥部町宮内二三二二	宮内　光久	二五、二、一二
湯澤　大地	衆議院議員ゆざわ大地後援会	神奈川県横浜市泉区中田東一―三七―三	湯澤　大地	二五、二、一八

○文部科学省告示第八十五号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十五年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月三十日

文部科学大臣　下村　博文

一　認定の種別

試験認定及び審査認定

二　受験資格

1　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者を含む。以下同じ。）